



9/28  
(火)

## 国道113号 沼沢駐車帯で 特殊車両の取締りを行いました

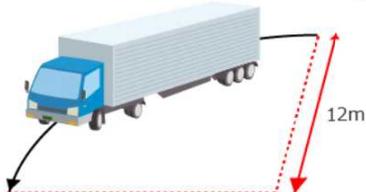
9月28日（火）国道113号小国町大字沼沢地内の駐車帯にて、小国警察署協力のもと、特殊車両の指導取締りを行いました。調査台数7台のうち、違反台数が4台でした。違反車両には**指導警告書**が発行されました。

**特殊車両とは??** 主に大型トレーラーなど、一般的制限値のいずれかを超える車両のことをいいます。

### 車両の幅、長さ、高さ

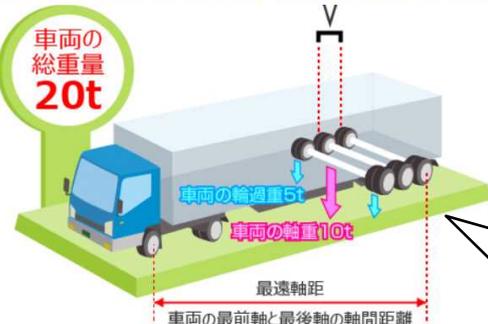


### 車両の最小回転半径



一般的制限値を  
1つでも超える場合は  
**特殊車両通行許可**  
が必要です。

### 車両の総重量、軸重、隣接軸重および輪荷重



- 18t(隣り合う車軸の軸距が1.8m未満)
- 19t(隣り合う車軸の軸距が1.8m以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5t以下)
- 20t(隣り合う車軸の軸距が1.8m以上)



マットスケールで重量を測定

車体の長さ・幅・高さを測定

**ドライバーの方、ご協力ありがとうございました。**

違法に重量を超過した車両は、道路や橋などの構造物に多大なダメージをあたえます。また、高さや幅を超過している車両が橋梁等に衝突する重大事故も発生しています。そのため、国土交通省では違法通行している大型車両の指導・取締りを行い、適正な道路利用を促進し、良好な道路環境の維持に努めています。

## 通行許可申請と許可条件の遵守をお願いします



国土交通省 山形河川国道事務所  
米沢国道維持出張所

〒992-0011 米沢市中田町260-2  
TEL : 0238-37-5300 FAX : 0238-37-5303  
<http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syucho/yoneiji/>



道路の異状を発見したら、**道路緊急ダイヤル(無料) #9910** へお知らせ下さい!